3　同時に送信する複数の搬送波の間の周波数範囲においては、五MHz以上の場合に限り適用する。

4　同時に送信する複数の搬送波の間の周波数範囲においては、当該同時に送信する複数の搬送波の間の周波数範囲に接する各搬送波の占有周波数帯幅以上の場合に限り適用する。

5　同時に送信する複数の搬送波の間の周波数範囲においては、一五MHz以上の場合に限り適用する。

第一項第二号(2)イ中「九〇〇MHzを超え九一五MHz以下の」を削り、同イ(ア)及び(イ)を次のように改める。

(ア)　一ミリワットを〇デシベルとしたデシベル表示による隣接チャネル漏えい電力の許容値

| 同時に送信する各搬送波のチャネル間隔の組合せ | 離調周波数（MHz） | 周波数幅（MHz） | 隣接チャネル漏えい電力の許容値 |
|---|---|---|---|
| 五MHzと五MHzの組合せ | 七・四 | 三・八四 | （一）五〇dBm |
| | 九・八 | 九・三 | （一）五〇dBm |
| | 一二・四 | 三・八四 | （一）五〇dBm |
| 五MHzと一〇MHzの組合せ | 九・九七五 | 三・八四 | （一）五〇dBm |
| | 一四・九五 | 一三・九五 | （一）五〇dBm |
| | 一四・九七五 | 三・八四 | （一）五〇dBm |
| 五MHzと一五MHzの組合せ | 一二・四 | 三・八四 | （一）五〇dBm |
| | 一七・四 | 三・八四 | （一）五〇dBm |
| | 一九・八 | 一八・三 | （一）五〇dBm |
| 一〇MHzと一〇MHzの組合せ | 一二・四五 | 三・八四 | （一）五〇dBm |
| | 一七・四五 | 三・八四 | （一）五〇dBm |
| | 一九・九 | 一八・九 | （一）五〇dBm |

注　離調周波数は、送信周波数帯域（同時に送信する連続する二の搬送波に属する送信周波数帯域の和をいう。）の中心周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

(イ)　搬送波の電力を〇デシベルとしたデシベル表示による隣接チャネル漏えい電力の許容値

| 同時に送信する各搬送波のチャネル間隔の組合せ | 離調周波数（MHz） | 周波数幅（MHz） | 隣接チャネル漏えい電力の許容値 |
|---|---|---|---|
| 五MHzと五MHzの組合せ | 七・四 | 三・八四 | （一）三二・二dBc |
| | 九・八 | 九・三 | （一）二九・二dBc |
| | 一二・四 | 三・八四 | （一）三五・二dBc |
| 五MHzと一〇MHzの組合せ | 九・九七五 | 三・八四 | （一）三二・二dBc |
| | 一四・九五 | 一三・九五 | （一）二九・二dBc |
| | 一四・九七五 | 三・八四 | （一）三五・二dBc |
| 五MHzと一五MHzの組合せ | 一二・四 | 三・八四 | （一）三二・二dBc |
| | 一七・四 | 三・八四 | （一）三五・二dBc |
| | 一九・八 | 一八・三 | （一）二九・二dBc |
| 一〇MHzと一〇MHzの組合せ | 一二・四五 | 三・八四 | （一）三二・二dBc |
| | 一七・四五 | 三・八四 | （一）三五・二dBc |
| | 一九・九 | 一八・九 | （一）二九・二dBc |

注1　離調周波数は、送信周波数帯域（同時に送信する連続する二の搬送波に属する送信周波数帯域の和をいう。）の中心周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

2　dBcは、電力の搬送波電力（連続する二の搬送波の電力の和とする。）に対する比をデシベルで表したものをいう。

第一項第二号から第四号までを次のように改める。

2　設備規則第四十九条の六の九第一項第二号ハの総務大臣が別に告示する基地局の送信装置の相互変調特性は、次のとおりとする。

(1)　一の搬送波を送信する送信装置又は連続しない複数の搬送波を同時に送信する送信装置

ア　チャネル間隔が五MHzの場合

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から（±）五MHz、（±）一〇MHz及び（±）一五MHz離れた帯域幅が五MHzの変調された妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャネル漏えい電力の許容値以下であること。